

平成20年度に 取り組んだ主な事業

●井伊直弼と開国150年祭の開催に対する実行委員会への補助や、新型インフルエンザへの予防対策の出前講座などを実施しました。



▲日米修好通商条約締結150年記念式典

●乳幼児について、10月以降、医療費の自己負担分を無料としました。
●ふたば保育園に保育園児が保育中に体調不良となったときに保護者が迎えに来るまでの間、保育所内で看護するための看護師を配置しました。

●市民の健康を増進するため、基本健康診査や各種予防接種、乳幼児健康診査、健康教室などを実施しました。
●後期高齢者医療事業にかかる負担をしたほか、特定健康診査、母体・胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査への補助の拡大を実施しました。

●地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上のため、農地・農業用水などの保全向上をめざした共同活動や環境保全に向けての先進的営農活動に対する支援を実施しました。

●バス路線を含む公共交通を抜本的に見直すための調査、公共交通



▲「愛のリタクシーとりいもと」の出発式

●通機関の空白地域や路線バス利用が少ない地域にデマンドタクシー（予約型乗合タクシー）を試験的に導入し、有効性を検証する事業を実施しました。



▲庁舎防火総合訓練ではしご車

●商店街振興として、インターネットを活用してビジネスに結びつけるための環境整備への支援や、中小企業者の経営安定化のための金融対策事業、工場の新設および増築などに対する奨励事業などを実施しました。
●建築年度が古い中学校の耐震診断や、中学校3年生の教室への扇風機の整備をしました。
●河瀬地区公民館へのエレベーター設置や、彦根市歴史的風致維持向上計画を作成しました。

財政の健全化に関する 指標を公表します

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、平成19年度決算から、健全化判断比率と資金不足比率について、議会への報告と市民の皆さんへの公表が義務付けられました。
平成20年度決算からは、健全化判断比率において、早期健全化基準および財政再生基準以上となった団体や、資金不足比率において、経営健全化基準以上の数値となった団体は、財政健全化計画などの策定が義務付けられました。
表1は、彦根市の健全化判断比率を示し、表2は、彦根市の公営企業などにおける資金不足比率を示しています。
彦根市の今年度の算定数値は、いずれも基準以下となっています。今後も、基準を上回らないよう、財政の健全化を進めていきます。

表1 平成20年度 彦根市の健全化判断比率 (単位：%)

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
算定数値	—	—	20.0	124.0
☆早期健全化基準	12.27	17.27	25.0	350.0
★財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

赤字比率がない場合は、「—」と表示しています。

表2 平成20年度 彦根市の公営企業などにおける資金不足比率 (単位：%)

区分	算定数値	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	
病院事業会計	7.3	
水道事業会計	—	

算定数値がない場合は、「—」と表示しています。



数値が大きくなると...

早期健全化段階

健全化判断比率(表1区分の①～④)のいずれかが早期健全化基準(☆)以上の場合は、

▼財政健全化計画を定めなければなりません。

▼財政健全化計画を議会の議決を経て公表し、知事への報告や全国的な状況の公表などの規定があります。

▼毎年その実施状況を議会に報告して公表します。

▼知事が計画の実施状況から、早期健全化が著しく困難であると認めた場合は、必要な措置の勧告を受けます。

財政再生段階

健全化判断比率(表1区分の①～③)のいずれかが財政再生基準(★)以上の場合は、

▼財政再生計画を定めなければなりません。

▼財政再生計画は、早期健全化段階と異なり、知事を経由し、総務大臣の同意を得たうえで、定めなければなりません。

▼総務大臣の同意を得ている場合でない、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が認められません。

▼財政運営が計画に適合していないと認められる場合には、総務大臣から予算の変更等、必要な措置の勧告を受けるなど、厳しい制限を受けます。